夏季休暇期間における動植物検疫の強化に関する留意事項について

（農林水産省からのお知らせ）

植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込は禁止されています。
これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則（最大３年の拘禁刑又は最大 300 万円（法人は最大 5,000 万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省（植物検疫所・動物検疫所）のウェブサイトを確認ください。

【植物防疫所】
〇「来日するあなたへのお願い」
https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html
〇「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」
https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html
〇「よくあるご質問（海外からの持込み編）」
https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html

【動物検疫所】
〇 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！（多言語字幕版）」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html
〇「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ（FAQ）」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html